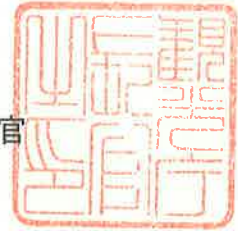




観 観 産 第 4 1 1 号  
平成 2 8 年 1 0 月 3 1 日

埼玉県知事 殿

観光庁長官



道路運送法第 9 条の 2 第 1 項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者）運行のバスを利用して旅行を企画・実施する旅行業者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について

平成 2 8 年 1 月 1 5 日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、国土交通省では「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」を設置のうえ、再発防止策について徹底的に検討し、本年 6 月 3 日に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を取りまとめたところです。

これを受け、今般自動車局より、別添写しのとおり、「旅客自動車運送事業運輸規則第 7 条の 2 第 1 項の運送引受書の記載事項を定める告示」（平成 2 4 年国土交通省告示第 7 6 9 号）が改正され、一般貸切旅客自動車運送事業者が届出を行う運賃及び料金を基に算定した当該運送に係る運賃及び料金の上限及び下限額を記載することとなったことから、「旅客自動車運送事業運輸規則第 7 条の 2 に規定する運送引受書の交付について（平成 2 6 年 3 月 2 6 日付け国自旅第 6 2 2 号）」の参考様式を改正することとなったとの通知がありましたのでお知らせします。

また、これに伴い、「高速ツアーバス等を企画・実施する旅行業者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重大な事項について（平成 2 4 年 6 月 2 9 日付け観観産第 1 3 2 号）」を別紙のとおり改正するので通知します。

つきましては、一般社団法人日本旅行業協会及び一般社団法人全国旅行業協会非加盟の旅行業者等（旅行業法（昭和 2 7 年 7 月 1 8 日法律第 2 3 9 号）第 1 1 条の 2 に規定する旅行業者等を言う。）に対し、当該者が貸切バス事業者運行のバスを利用して旅行を企画・実施する際には、本通達によることとされるよう、ご周知いただきますことよろしくお願いいたします。

道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者）運行のバスを利用して旅行を企画・実施する旅行業者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について

貸切バス事業者運行のバスを利用した旅行を企画・実施する旅行業者が貸切バス事業者と締結した契約の内容は下記のとおりとする。

## 1. 契約の内容

### （1）運送の申込みに係る記載事項

運送の申込みの記載事項を以下のとおり定める。

- ① 運送の申込者の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他の連絡先
- ② 運送を引受ける貸切バス事業者と運送契約を締結する者の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他の連絡先
- ③ 運送の申込みに係る乗車人員
- ④ 乗車定員別又は車種別の事業用自動車の数
- ⑤ 事業用自動車の配車の地点及び日時
- ⑥ 旅客が乗車する区間
- ⑦ 運行の経路並びに主な経由地における発車及び到着の時間
- ⑧ 事業用自動車の発車及び到着の日時、宿泊又は待機を要する場合はその旨その他事業用自動車の運行に関する旅行の日程
- ⑨ 運賃及び料金の支払方法
- ⑩ 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款第12条に規定する運賃の割引の適用を受けるときは、その旨
- ⑪ 特約事項があるときは、その内容

なお、貸切バス事業者から旅行業者に対し、運送の引受けに係る手数料又はこれに類するものを支払う場合には、その額又は率を記載のこと。ただし、これとは別に書面により貸切バス事業者と旅行業者の間で契約が締結されていて、当該契約の内容に手数料又はこれに類するものの支払について記載されている場合は、記載は要しない。

### （2）運送の引受に係る記載事項

道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者）から交付された旅客自動車運送事業運輸規則（昭和3

道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者）運行のバスを利用して旅行を企画・実施する旅行業者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について

貸切バス事業者運行のバスを利用した旅行を企画・実施する旅行業者が貸切バス事業者と締結した契約の内容は下記のとおりとする。

## 1. 契約の内容

### （1）運送の申込みに係る記載事項

運送の申込みの記載事項を以下のとおり定める。

- ① 運送の申込者の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他の連絡先
- ② 運送を引受ける貸切バス事業者と運送契約を締結する者の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他の連絡先
- ③ 運送の申込みに係る乗車人員
- ④ 乗車定員別又は車種別の事業用自動車の数
- ⑤ 事業用自動車の配車の地点及び日時
- ⑥ 旅客が乗車する区間
- ⑦ 運行の経路並びに主な経由地における発車及び到着の時間
- ⑧ 事業用自動車の発車及び到着の日時、宿泊又は待機を要する場合はその旨その他事業用自動車の運行に関する旅行の日程
- ⑨ 運賃及び料金の支払方法
- ⑩ 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款第12条に規定する運賃の割引の適用を受けるときは、その旨
- ⑪ 特約事項があるときは、その内容

なお、貸切バス事業者から旅行業者に対し、運送の引受けに係る手数料又はこれに類するものを支払う場合には、その額又は率を記載のこと。ただし、これとは別に書面により貸切バス事業者と旅行業者の間で契約が締結されていて、当該契約の内容に手数料又はこれに類するものの支払について記載されている場合は、記載は要しない。

### （2）運送の引受に係る記載事項

道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者）から交付された旅客自動車運送事業運輸規則（昭和3

1年運輸省令第44号)第7条の2に規定する運送引受書の記載事項とする。

## 2. 運送の申込み及び運送引受書保存等

### (1) 運送の申込み及び運送引受書の保存

運送申込書は、原則として貸切バスの運行単位(運行の開始から終了まで)毎に作成し、貸切バス事業者が交付した最終的な契約内容が記載された運送引受書を保存する。

なお、実務上の利便性も考慮し、必ずしもこれに限定せず、1.の記載事項を貸切バスの運行単位毎に複数の書面に保存すること、又は、1.の記載事項を貸切バスの運行単位毎に把握できる形式で記録することなども可能とする。

### (2) 運送引受書等の保存期間

① 運送引受書の保存期間は、運行の終了の日から1年間とする。

② 運送引受書とは別に、貸切バス事業者と旅行業者との間で書面による契約が締結されていて、当該契約の内容に手数料又はこれに類するものの支払について記載されている場合、当該書面の保存期間は、当該契約の有効期間終了の日から1年間とする。

### (3) その他

モデル様式は別添のとおり。

(別添)

# 運送申込書／運送引受書・乗車券

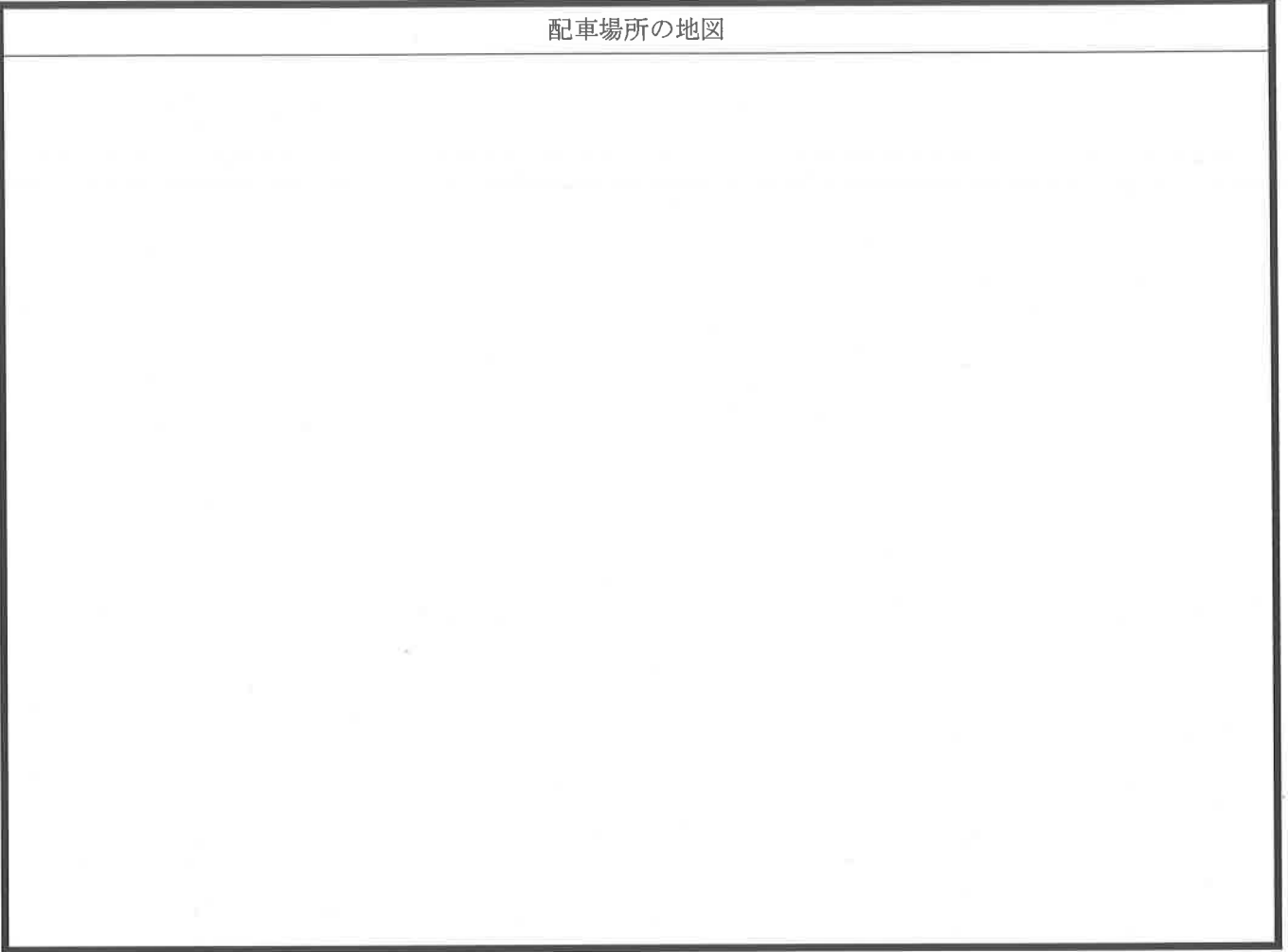
※申込者は、太線内をご記入願います。

		申込日：平成 年 月 日								
申込者	氏名・名称	(担当者名)								
	住所									
契約責任者	氏名・名称	旅客の団体の名称： (担当者名)								
	住所									
運送を引受ける者	氏名・名称									
	住所									
事業許可	昭和・平成 年 月 日 第 号	営業区域：								
任意保険・共済		対人 無制限 対物 200万円 無制限								
申込乗車人員	人	乗車定員別又は車種別の車両数	大型車 両 中型車 両 小型車 両							
配車日時	月 日 ( ) :	配車場所	地図：有・無							
※該当するものに○を記入										
旅行の日程										
月日	発地	発車時刻	主な経由地	到着時刻	着地	宿泊場所	待機時間	乗務員の休憩		備考
								地点	時間	
①	/	:		:			:		:	
②	/	:		:			:		:	
③	/	:		:			:		:	
④	/	:		:			:		:	
うち、旅客が乗車しない区間：							( ) 営業所車庫			
交替運転者	有・無		交替の地点 ( )		【運行開始日時】		【運行終了日時】			
車掌(ガイド)	有・無		交替の地点 ( )		月 日 ( )		月 日 ( )			
適用を受けようとする割引	□銀行振込 □現金 □その他 ( )		□学校団体割引 □障害者施設団体割引		□その他 ( ) 割引		※標準運送約款5条2項に規定する所定の証明書を添付。			
運賃及び料金の支払方法	□銀行振込 □現金 □その他 ( )		支払期日：平成 年 月 日		【走行距離】		【走行時間】			
特約事項	総 実車 km		総 実車 時間 分		運賃 (上限額: 円 下限額: 円)		料金 (上限額: 円 下限額: 円)		(料金の種類: )	
	消費税 円		実費(税込) 円		(実費の詳細: )		合計請求金額 円			

上記のとおり運送を引受けます。

平成 年 月 日

配車場所の地図



備考欄（※ 記入スペースが必要な場合に使用）



国自旅第188号の3

平成28年10月17日

観光庁参事官（産業政策） 殿

国土交通省自動車局旅客課

バス産業活性化対策室長

旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書の  
交付についての一部改正について

平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、再発防止策について徹底的に検討し、本年6月3日に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」をとりまとめたところである。これを受け、本年8月31日に「旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項の運送引受書の記載事項を定める告示」（平成24年国土交通省告示第769号）が改正され、本年1月1日より、運送引受書に道路運送法第9条の2第1項の規定により届け出た運賃及び料金を基に算定した当該運送に係る運賃及び料金の上限額及び下限額を記載することとしたことから、「旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書の交付について（平成26年3月26日付け国自旅第622号）」の参考様式を別添のとおり改正し、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、この旨了知されるとともに、本取扱いが適切に実施されるよう一般社団法人日本旅行業協会及び一般社団法人全国旅行業協会等関係団体に対して周知されたい。

(別添)

# 運送申込書／運送引受書・乗車券

※申込者は、太線内をご記入願います。

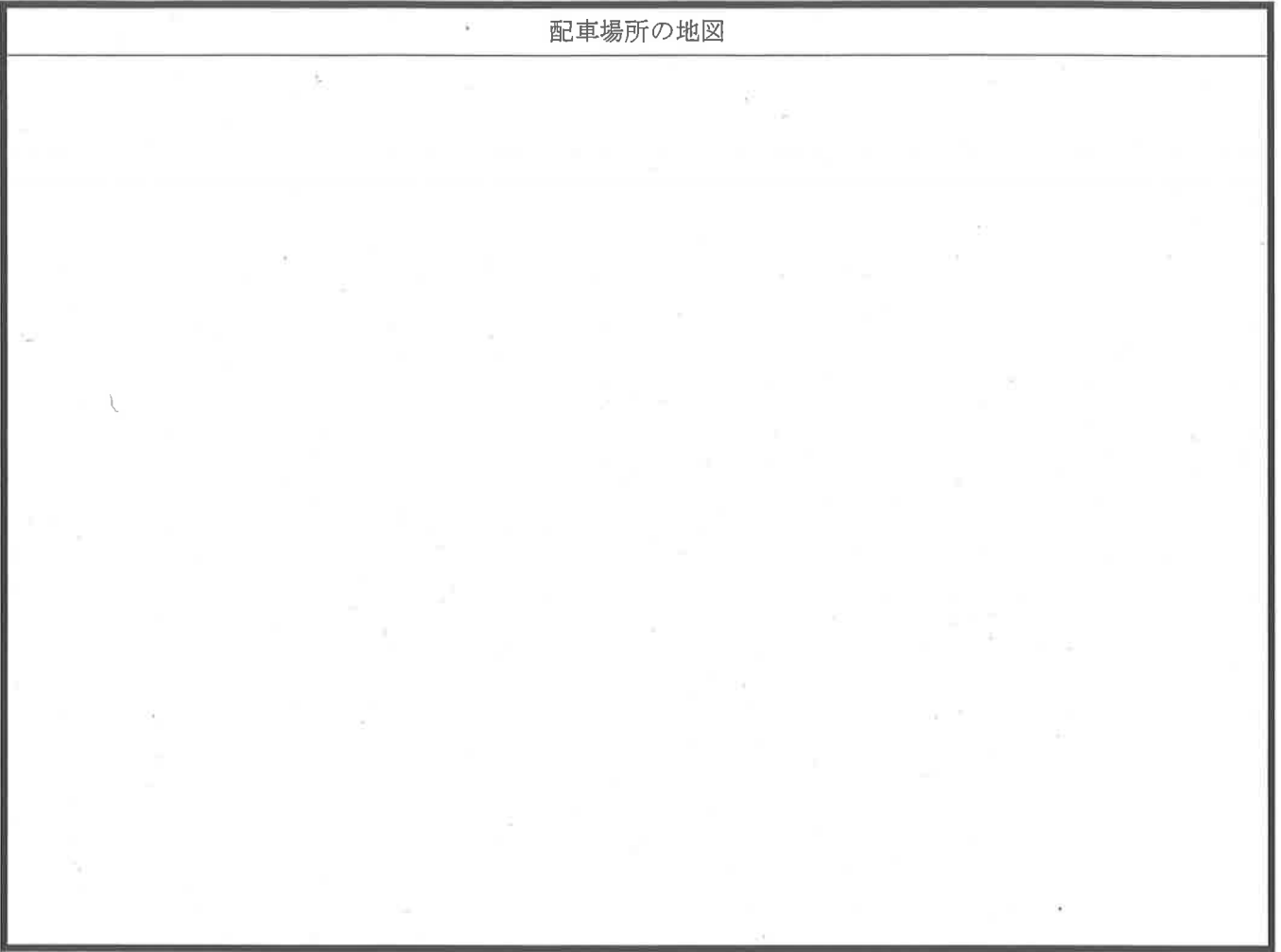
		申込日：平成 年 月 日								
申込者	氏名・名称	(担当者名)								
	住所									
	電話	- -								
		FAX	- -							
		E-mail								
		緊急連絡先	- -							
契約責任者	氏名・名称	旅客の団体の名称： (担当者名)								
	住所									
	電話	- -								
		FAX	- -							
		E-mail								
		緊急連絡先	- -							
運送を引受ける者	氏名・名称									
	住所									
	電話	- -								
		FAX	- -							
		E-mail								
		緊急連絡先	- -							
事業許可	昭和・平成 年 月 日 第 号	任意保険・共済								
	営業区域：	対人 無制限								
		対物 200万円								
		万円								
		無制限								
		※該当するものに○を記入								
申込乗車人員	人	乗車定員別又は車種別の車両数	大型車 両 中型車 両 小型車 両							
配車日時	月 日 ( )	配車場所	地図：有・無							
旅行の日程										
月日	発地	発車時刻	主な経由地	到着時刻	着地	宿泊場所	待機時間	乗務員の休憩		備考
								地点	時間	
①	/	:		:			:		:	
②	/	:		:			:		:	
③	/	:		:			:		:	
④	/	:		:			:		:	
うち、旅客が乗車しない区間：							( ) 営業所車庫			
交替運転者	有・無	交替の地点 ( )					【運行開始日時】	【運行終了日時】		
		「無」の場合の理由：昼間短距離・その他 ( )					月 日 ( )	月 日 ( )		
車掌 (ガイド)	有・無	交替の地点 ( )					:	:		
運賃及び料金の支払方法	<input type="checkbox"/> 銀行振込 <input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 支払期日：平成 年 月 日					【走行距離】	【走行時間】			
						総 実車	km	総 実車	時間 分	
適用を受けようとする割引	<input type="checkbox"/> 学校団体割引 <input type="checkbox"/> 障害者施設団体割引 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 割引 ※ 標準運送約款 5 条 2 項に規定する所定の証明書を添付。					運賃	円			
						(上限額： 円 下限額： 円)				
						料金	円			
						(上限額： 円 下限額： 円)				
						(料金の種類： )				
						消費税	円			
						実費 (税込)	円			
						(実費の詳細： )				
特約事項						合計請求金額	円			

上記のとおり運送を引受けます。

平成 年 月 日



配車場所の地図



備考欄（※ 記入スペースが必要な場合に使用）



○「高速ツアーバス等を企画・実施する旅行者が旅行者または旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について」(平成24年6月29日観産第132号)の一部改正に係る新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>各地方運輸局長 殿 沖繩総合事務局長 殿</p> <p>観産第132号 平成24年6月29日</p> <p>一部改正 平成28年10月31日</p> <p>観光庁長官</p> <p>道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者(貸切バス事業者)運行のバスを利用して旅行を企画・実施する旅行者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について</p> <p>平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、国土交通省では「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」をとりまとめたところです。</p> <p>これを受けて、今般自動車より、別添写しのとおり、「旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項の運送引受書の記載事項を定める告示」(平成24年国土交通省告示第769号)が改正され、本年11月1日より、一般貸切旅客自動車運送事業者が届出を行う運賃及び料金に基づいた当該運送に係る運賃及び料金の上限及び下限額を記載することとなったことから、「旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書の交付について(平成26年3月26日付け国自旅第622号)」の参考様式を改正することとなったとの通知がありましたのでお知らせします。</p> <p>また、これに伴い、「高速ツアーバス等を企画・実施する旅行者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について(平成24年6月29日付け観産第132号)」を改正するので通知します。</p> <p>なお、別紙のとおり、(一社)日本旅行業協会会長、(一社)全国旅行業協会会長に対し、周知徹底を要請するとともに、北海道について、(一社)全国旅行業協会非加盟の旅行業者等(旅行業法(昭和27年7月18日法律第239号)第11条の2に規定する旅行業者等を言う。)に対し周知徹底を要請したところですので、申し添えます。</p> <p>道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者(貸切バス事業者)運行のバスを利用して旅行を企画・実施する旅行者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について</p> <p>貸切バス事業者運行のバスを利用した旅行を企画・実施する旅行者が貸切バス事業者と締結した契約の内容は下記のとおりとす。</p>	<p>各地方運輸局長 殿 沖繩総合事務局長 殿</p> <p>観産第132号 平成24年6月29日</p> <p>観光庁長官</p> <p>高速ツアーバス等を企画・実施する旅行者が旅行者または旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について</p> <p>本年4月29日に關越自動車道において発生した高速ツアーバスの事故を受け、国土交通省では、6月11日に、今夏の多客期の安全確保のための緊急対策等の具体的な安全対策について、「高速ツアーバス等貸切バスの安全規制の強化について」を決定したところです。</p> <p>この中で、旅行業者・貸切バス事業者間の取引内容の明確化及び公正な取引の確保を図るため、運送に関する文書の作成・保存を義務付けることとされております。</p> <p>これを受け、今般は、高速ツアーバス等を用いた企画旅行に係る契約については、別紙のとおり、契約の文書化、保存を行うよういたしましたので、通知します。</p> <p>本件に関しては、今般、旅行業法施行規則(昭和46年運輸省令第61号)第10条第9号の規定について、旅行業者と旅行に関するサービスを提供する者(貸切バス事業者)との契約に關しても、文書の作成・保存が旅行業務取扱管理者の職務の対象となることを明確化するため、旅行業法施行規則の一部を改正する省令(平成24年国土交通省令第68号)において改正することとしました(6月29日公布、7月1日施行)。</p> <p>なお、貸切バス事業者についても、契約にかかると書類の保存義務を追加した旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令が本年7月20日から施行されることとされており、また、このうち高速ツアーバスに關しては、今般の事故を踏まえ、早急な対応が求められていることから、これに先行し、7月1日から同様の取り組みを実施することとされており、あわせて通知します。</p> <p>また、別添写しのとおり、(一社)日本旅行業協会会長、(一社)全国旅行業協会会長に対し、周知徹底を要請するとともに、北海道について、(一社)全国旅行業協会非加盟の第2種旅行業者、第3種旅行業者及び旅行業者代理業者に対し、周知徹底を要請したところであるので、申し添えます。</p> <p>(別紙)</p> <p>高速ツアーバス等を企画・実施する旅行者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について</p> <p>高速ツアーバス等を企画・実施する旅行者が貸切バス事業者と締結した契約の内容は下記のとおりとす。</p>

1. 契約の内容

- (1) 運送の申込みに係る記載事項  
運送の申込みの記載事項を以下のとおり定める。
- ① 運送の申込みの氏名又は住所並びに電話番号その他の連絡先
  - ② 運送を受ける貸切バス事業者と運送契約を締結する者の氏名又は住所並びに電話番号その他の連絡先
  - ③ 運送の申込みに係る乗車人員
  - ④ 乗車定員別又は車種別の事業用自動車の数
  - ⑤ 事業用自動車の配車の地点及び日時
  - ⑥ 旅客が乗車する区間
  - ⑦ 運送の経路並びに主な経由地における発車及び到着の時間
  - ⑧ 事業用自動車の発車及び到着の日時、宿泊又は待機を要する場合はその旨その他事業用自動車の運行に関する旅行の日程
  - ⑨ 運賃及び料金の支払方法
  - ⑩ 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款第12条に規定する運賃の割引の適用を受けるときは、その旨
  - ⑪ 特約事項があるときは、その内容

なお、貸切バス事業者から旅行者に対し、運送の引受けに係る手数料又はこれに類するものを支払う場合には、その額又は率を記載すること。ただし、これとは別に書面により貸切バス事業者と旅行者の間で契約が締結されていて、当該契約の内容に手数料又はこれに類するものの支払については記載されている場合は、記載は要しない。

- (2) 運送の引受に係る記載事項  
道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者）から交付された旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第7条の2に規定する運送引受書の記載事項とする。

2. 運送の申込み及び運送引受書保存等

- (1) 運送の申込み及び運送引受書の保存  
運送申込書は、原則として貸切バスの運行単位（運行の開始から終了まで）毎に作成し、貸切バス事業者が交付した最終的な契約内容が記載された運送引受書を保存する。  
なお、実務上の利便性も考慮し、必ずしもこれに限定せず、1. の記載事項を貸切バスの運行単位毎に複数の書面に保存すること、又は、1. の記載事項を貸切バスの運行単位毎に把握できる形式で記録することなども可能とする。

(2) 運送引受書等の保存期間

- ① 運送引受書の保存期間は、運行の終了の日から1年間とする。
- ② 運送引受書とは別に、貸切バス事業者と旅行者との間で書面による契約が締結されていて、当該契約の内容に手数料又はこれに類するものの支払について記載されている場合、当該書面の保存期間は、当該契約の有効期限終了の日から1年間とする。

(3) その他

モデル様式は別添のとおり。

1. 契約の内容

- (1) 運送の申込みに係る記載事項  
運送の申込みの記載事項を以下のとおり定める。
- ① 運送の申込みの氏名又は住所並びに電話番号その他の連絡先
  - ② 運送を受ける貸切バス事業者と運送契約を締結する者の氏名又は住所並びに電話番号その他の連絡先
  - ③ 運送の申込みに係る乗車人員
  - ④ 乗車定員別又は車種別の事業用自動車の数
  - ⑤ 事業用自動車の配車の地点及び日時
  - ⑥ 旅客が乗車する区間
  - ⑦ 運送の経路並びに主な経由地における発車及び到着の時間
  - ⑧ 事業用自動車の発車及び到着の日時、宿泊又は待機を要する場合はその旨その他事業用自動車の運行に関する旅行の日程
  - ⑨ 運賃及び料金の支払方法
  - ⑩ 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款第12条に規定する運賃の割引の適用を受けるときは、その旨
  - ⑪ 特約事項があるときは、その内容

- (2) 運送の引受に係る記載事項  
道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者）から交付された旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第7条の2に規定する運送引受書の記載事項とする。

2. 運送の申込み及び運送引受書保存等

- (1) 運送の申込み及び運送引受書の保存  
運送申込書は、原則として貸切バスの運行単位（運行の開始から終了まで）毎に作成し、貸切バス事業者が交付した最終的な契約内容が記載された運送引受書を保存する。  
なお、実務上の利便性も考慮し、必ずしもこれに限定せず、1. の記載事項を貸切バスの運行単位毎に複数の書面に保存すること、又は、1. の記載事項を貸切バスの運行単位毎に把握できる形式で記録することなども可能とする。

(2) 運送引受書の保存期間

運送引受書の保存期間は、運行の終了の日から3年間とする。

(3) その他

モデル様式は別添のとおり。

(別添)

## 運送申込書／運送引受書・乗車券

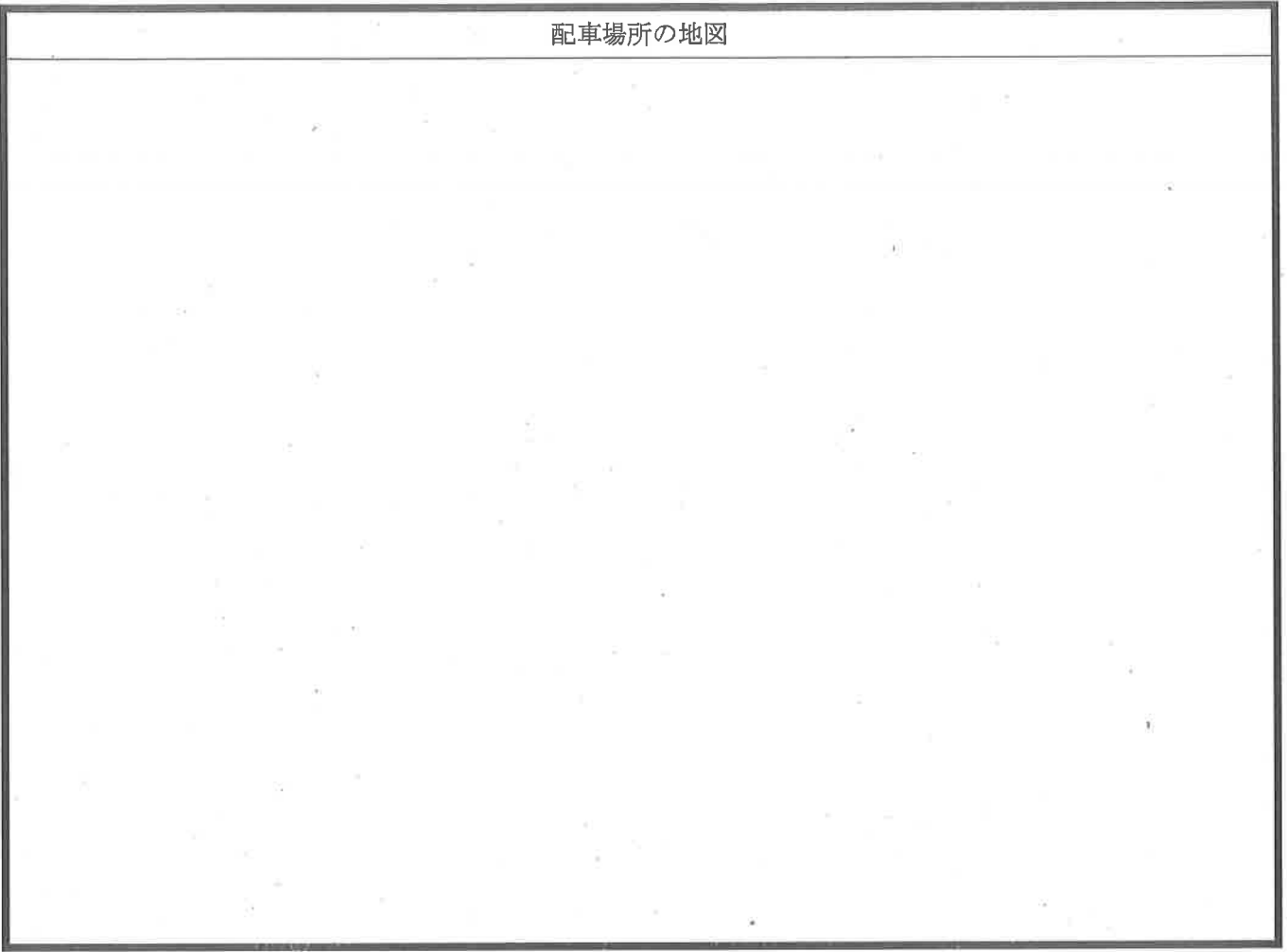
※申込者は、太線内をご記入願います。

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">申込者</td> <td style="width: 15%;">氏名・名称 (担当者名)</td> <td style="width: 15%;">住所</td> <td colspan="3" style="border: none;">                 申込日：平成 年 月 日                  電話： — —                  FAX： — —                  E-mail：                  緊急連絡先： — —             </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">契約責任者</td> <td>氏名・名称 旅客の団体の名称： (担当者名)</td> <td>住所</td> <td colspan="3" style="border: none;">                 電話： — —                  FAX： — —                  E-mail：                  緊急連絡先： — —             </td> </tr> </table>						申込者	氏名・名称 (担当者名)	住所	申込日：平成 年 月 日 電話： — — FAX： — — E-mail： 緊急連絡先： — —			契約責任者	氏名・名称 旅客の団体の名称： (担当者名)	住所	電話： — — FAX： — — E-mail： 緊急連絡先： — —			電話： — — FAX： — — E-mail： 緊急連絡先： — —					
						申込者	氏名・名称 (担当者名)	住所	申込日：平成 年 月 日 電話： — — FAX： — — E-mail： 緊急連絡先： — —														
契約責任者	氏名・名称 旅客の団体の名称： (担当者名)	住所	電話： — — FAX： — — E-mail： 緊急連絡先： — —																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">運送を引受ける者</td> <td style="width: 15%;">氏名・名称</td> <td style="width: 15%;">住所</td> <td colspan="3" style="border: none;">                 電話： — —                  FAX： — —                  E-mail：                  緊急連絡先： — —             </td> </tr> <tr> <td>事業許可</td> <td colspan="2">昭和・平成 年 月 日 第 号 営業区域：</td> <td colspan="3" style="border: none;">                 任意保険・共済                  対人 万円                  無制限                  対物 200万円                  万円                  無制限             </td> </tr> </table>						運送を引受ける者	氏名・名称	住所	電話： — — FAX： — — E-mail： 緊急連絡先： — —			事業許可	昭和・平成 年 月 日 第 号 営業区域：		任意保険・共済 対人 万円 無制限 対物 200万円 万円 無制限			電話： — — FAX： — — E-mail： 緊急連絡先： — —					
						運送を引受ける者	氏名・名称	住所	電話： — — FAX： — — E-mail： 緊急連絡先： — —														
事業許可	昭和・平成 年 月 日 第 号 営業区域：		任意保険・共済 対人 万円 無制限 対物 200万円 万円 無制限																				
申込乗車人員	人	乗車定員別又は車種別の車両数	大型車 両	中型車 両	小型車 両	任意保険・共済 対人 万円 無制限 対物 200万円 万円 無制限																	
配車日時	月 日( ) :	配車場所					地図：有・無																
旅行の日程																							
	月日	発地	発車時刻	主な経由地	到着時刻	着地	宿泊場所	待機時間	乗務員の休憩		備考												
									地点	時間													
①	/		:		:			:		:													
②	/		:		:			:		:													
③	/		:		:			:		:													
④	/		:		:			:		:													
うち、旅客が乗車しない区間：								( ) 営業所車庫															
交替運転者		有・無 交替の地点 ( ) 「無」の場合の理由：昼間短距離・その他 ( )			【運行開始日時】 月 日( )		【運行終了日時】 月 日( )																
車掌(ガイド)		有・無 交替の地点 ( )			:		:																
運賃及び料金の支払方法		<input type="checkbox"/> 銀行振込 <input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 支払期日：平成 年 月 日			【走行距離】 総 km 実車 km		【走行時間】 総 時間 分 実車 時間 分																
適用を受けようとする割引		<input type="checkbox"/> 学校団体割引 <input type="checkbox"/> 障害者施設団体割引 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 割引) ※ 標準運送約款 5 条 2 項に規定する所定の証明書を添付。			運賃		円																
特約事項					料金		円																
					(料金の種類：)																		
					消費税		円																
					実費(税込)		円																
					(実費の詳細：)																		
					合計請求金額		円																

上記のとおり運送を引受けます。

平成 年 月 日

配車場所の地図



備考欄（※ 記入スペースが必要な場合に使用）

旧運賃を適用

備考欄（※ 記入スペースが必要な場合に使用）

旧運賃を適用

(別添)

改正後

# 運送申込書／運送引受書・乗車券

※申込者は、太線内をご記入願います。

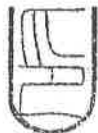
		申込日：平成 年 月 日								
申込者	氏名・名称	(担当者名)								
	住所									
契約責任者	氏名・名称	旅客の団体の名称： (担当者名)								
	住所									
運送を引受ける者	氏名・名称									
	住所									
事業許可	昭和・平成 年 月 日 第 号	任意保険・共済								
営業区域		対人 無制限 対物 200万円 無制限								
申込乗車人員	人	乗車定員別又は車種別の車両数	大型車 両	中型車 両						
配車日時	月・日( )	配車場所	地図：有・無							
※該当するものに○を記入										
旅行の日程										
月日	発地	発車時刻	主な経由地	到着時刻	着地	宿泊場所	待機時間	乗務員の休憩		備考
								地点	時間	
① /		:		:			:	:		
② /		:		:			:	:		
③ /		:		:			:	:		
④ /		:		:			:	:		
うち、旅客が乗車しない区間：							( ) 営業所車庫			
交替運転者	有・無 交替の地点 ( ) 「無」の場合の理由：昼間短距離・その他 ( )			【運行開始日時】 月 日( )		【運行終了日時】 月 日( )				
車掌(ガイド)	有・無 交替の地点 ( )									
運賃及び料金の支払方法	□ 銀行振込 □ 現金 □ その他( ) 支払期日：平成 年 月 日			【走行距離】 総 km 実車 km		【走行時間】 総 時間 分 実車 時間 分				
適用を受けようとする割引	□ 学校団体割引 □ 障害者施設団体割引 □ その他 ( ) 割引) ※ 標準運送約款 5 条 2 項に規定する所定の証明書を添付。			運賃		料 金				
特約事項				(上限額: 円 下限額: 円)		(上限額: 円 下限額: 円)				
				(料金の種類: )		消費税		円		
				実費(税込)				円		
				(実費の詳細: )				円		
				合計請求金額				円		

上記のとおり運送を引受けます。

平成 年 月 日

配車場所の地図

備考欄（※ 記入スペースが必要な場合に使用）

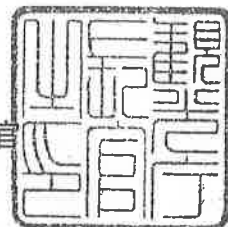


(参考)

観 観 産 第 4 1 1 号  
平成 2 8 年 1 0 月 3 1 日

一般社団法人日本旅行業協会会長 殿

観光庁長官



道路運送法第 9 条の 2 第 1 項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者）運行のバスを利用して旅行を企画・実施する旅行業者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について

平成 2 8 年 1 月 1 5 日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、国土交通省では「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」を設置のうえ、再発防止策について徹底的に検討し、本年 6 月 3 日に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を取りまとめたところです。

これを受け、今般自動車局より、別添写しのとおり、「旅客自動車運送事業運輸規則第 7 条の 2 第 1 項の運送引受書の記載事項を定める告示」（平成 2 4 年国土交通省告示第 7 6 9 号）が改正され、一般貸切旅客自動車運送事業者が届出を行う運賃及び料金を基に算定した当該運送に係る運賃及び料金の上限及び下限額を記載することとなったことから、「旅客自動車運送事業運輸規則第 7 条の 2 に規定する運送引受書の交付について（平成 2 6 年 3 月 2 6 日付け国自旅第 6 2 2 号）」の参考様式を改正することとなったとの通知がありましたのでお知らせします。

また、これに伴い、「高速ツアーバス等を企画・実施する旅行業者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重大な事項について（平成 2 4 年 6 月 2 9 日付け観観産第 1 3 2 号）」を別紙のとおり改正するので通知します。

つきましては、貴協会の傘下会員が貸切バス事業者運行のバスを利用して旅行を企画・実施する際には、本通達によることとされるよう、傘下会員への周知徹底をよろしくお願いいたします。

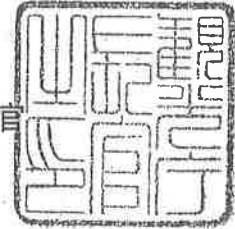




観 観 産 第 4 1 1 号  
平成 2 8 年 1 0 月 3 1 日

一般社団法人全国旅行業協会会長 殿

観光庁長官



道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者）運行のバスを利用して旅行を企画・実施する旅行業者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について

平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、国土交通省では「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」を設置のうえ、再発防止策について徹底的に検討し、本年6月3日に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を取りまとめたところです。

これを受け、今般自動車局より、別添写しのとおり、「旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項の運送引受書の記載事項を定める告示」（平成24年国土交通省告示第769号）が改正され、一般貸切旅客自動車運送事業者が届出を行う運賃及び料金を基に算定した当該運送に係る運賃及び料金の上限及び下限額を記載することとなったことから、「旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書の交付について（平成26年3月26日付け国自旅第622号）」の参考様式を改正することとなったとの通知がありましたのでお知らせします。

また、これに伴い、「高速ツアーバス等を企画・実施する旅行業者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重大な事項について（平成24年6月29日付け観観産第132号）」を別紙のとおり改正するので通知します。

つきましては、貴協会の傘下会員が貸切バス事業者運行のバスを利用して旅行を企画・実施する際には、本通達によることとされるよう、傘下会員への周知徹底をよろしくお願いいたします。